

外交フォーラム

労働省・外務省・法務省 の対応の現場から

不法就労者
人権保護を巡って

(下)

菊池龍二
外務省領事移住部外国人課審査官

人権保護に対する障害と配慮

不法就労者の人権保護を考慮する場合、
一つの障害となつてるのは、その不法

といふ点である。日本人は法を尊重する

国民であり、不法を即悪と受けとめ、自ら法を侵す者が法の保護を求めるのはおかしいと考えがちである。不法滞在する

外国人に対する医療保障に関する政府の答弁も、「これらの者に対し医療保障を行なうことが結果として不法滞在を容認し、さらにこれを助長せることそれがないことから、不法滞在であることを前提とした医療保障を行なうことには困難である」となっている。

しかしながら、入管法に違反している不法性の問題と、外国人の、人間として労働者としての側面から生ずる保護の問題は、切り離して対処されるべき問題で

ある。不法滞在者の入管法に違反しているという不法の問題は、その不法滞在者を摘発し、退去強制処分にすればそれで充分である。人間であることから必要とする人道的保護を「不法滞在者を助長するおそれがある」という理由で否定し、いわば追いつめられた状態にして帰国を促すというのは、憲法の基本的人権尊重の理念にも反するであろう。

とくに(イ)不法滞在者の不法性は、現在の政府の政策が単純労働者は受け入れないとなっているからであり、労働者として働く行為 자체が普遍的に犯罪となるからではない点、(ロ)およびこれら

の外国人は日本社会の人手不足を補う貴重な戦力として貢献している側面もある点を考慮すれば、その不法性を追及するあまりに、外国人労働者の、人間としての労働者としての側面に対する配慮が疎かとなることは許されまい。

したがって、生活保護法の適用についても、緊急治療を必要とする外国人が治療費を支払う能力がないよつた場合は、

病院をだらり回しにされるような事態を防ぐため不法就労者であるか否かを問わず生活保護法を適用し、医療扶助を与えるべきで、不法就労者であることによる強制退去の問題はその後で考えるべきであろう。また、政府が不法就労者に対しても適用するとしている多くの社会安全保障制度は、入管法第六条の通報義務(国および地方公共団体の職員は、入管法違反者と知った場合、入管当局に通報する義務あり)と新設された入管法第七三条の「不法就労助長罪」とあいまって、不法就労者への適用が事実上困難となつてゐる。

これらの社会保障制度の不法就労者への適用を確保するためには、社会保障を実施する職員に対しては通報義務なしとして本来の職務に専念させる必要がある他、不法就労助長罪についても、その適用にあたっては、悪質なプローカーや、不法就労者を劣悪な労働条件で酷使している雇用者を取り締まる点に力点がおかれるべきであろう。そうしないと不法就労者は強制退去を、雇用主は不法就労助長罪に問われることを恐れ、社会保障制度は事実上利用されなくなるからである。

このパンフレット所収の資料は、7頁、8頁のもの以外はすべて、ブレンダさんの闘病を支える会（代表・中村尚司／京都府久世郡久御山町佐山 京都・アジア文化交流センター内）発行の『ブレンダさんに生活保護の適用を！学習資料』第1集および第2集から引用させていただきました。（飛田）